



令和5年度第4回 宮城県がん対策推進協議会

第4期宮城県がん対策推進計画（最終案）

ーパブリックコメントの結果と中間案からの変更点ー

宮城県保健福祉部健康推進課

これまでのスケジュール

R5.11.16

第3回協議会 中間案を協議

一部修正（会長一任）



R5.12.7
(1か月間)

中間案についてパブリックコメント実施

県のホームページ等で中間案公表



R5.12.15

県議会 環境福祉委員会で中間案を報告

報告事項として中間案を提出



R6.2.2
(本日)

第4回協議会

パブリックコメントの結果の提示、最終案を協議

パブリックコメントの実施

意見の募集期間

R5.12.7～R6.1.8（1か月間）

宮城県 Miyagi Prefectural Government 

掲載日：2023年12月7日

「第4期宮城県がん対策推進計画」に関するご意見を募集します

「宮城県がん対策推進計画」は、がん対策基本法（平成18年法律第98号）第12条第1項により、「がん対策推進基本計画」を基本とし、がん患者に対するがん医療の提供状況等を踏まえ、策定することとされている計画です。

本県では、「第3期宮城県がん対策推進計画」が令和5年度に終期を迎えることから、現在、令和6年度から施行される第4期計画の策定を進めております。

現在、宮城県ではこの中間案を作成しており、これに対する県民の皆さんのご意見・ご提案等を募集しております。

公表する案の名称

第4期宮城県循環器病対策推進計画（中間案）

公表する資料

- [PDF 第4期宮城県がん対策推進計画（中間案）（PDF：7,031KB）](#)
- [PDF 第4期宮城県がん対策推進計画（中間案）の概要（PDF：385KB）](#)
- [Word ご意見提出様式（ワード：48KB）](#)

※ご意見の募集対象は（1）のみです。（2）は参考資料となります。

資料の公表場所

- 当ホームページ
- 保健福祉部健康推進課
- 県庁県政情報センター
- 各地方振興事務所県政情報コーナー（仙台地方振興事務所を除く）

第4期 宮城県がん対策推進計画 （中間案）



令和5年11月

 宮 城 県

県のホームページ等で公開

パブリックコメントの結果（全体）

意見の件数等

36件

意見の分類

章・節	内容	合計
第2章	現状と課題	9
第4章 第1節	がん予防	6
第4章 第2節	がん医療	8
第4章 第3節	がんとの共生	2
第4章 第4節	基盤	8
第5章 ほか	その他	3
計		36

パブリックコメントの結果（詳細）

資料 2

第 4 期宮城県がん対策推進計画中間案に対する意見の募集（パブリックコメント）の結果

資料 2

No.	最終案 ページ	中間案 ページ	章等	該当箇所	御意見等の内容	県の考え方 (回答)
1	8	8	第2章 第2節 現状と 課題	高齢化率の増加に伴い、がんの罹患 数及び死亡数も増加していますが、 年齢調整死亡率は、全国 値と同様に 減少傾向にあります。しかし、年齢 調整死亡率は、近年、全国平均をわ ずかずに上回り、都道府県順位も伸び 悩んでいます。	年齢調整死亡率の低い県（長野、滋賀、石川、福井、京都、三重、奈良）などと宮城県ではがん対策の何が違う のでしょうか。比較検証してみてください。 タバコ対策、喫煙率、生活習慣など対策が十分でしょうか。自己検診をお願いします。 検診受診率が高くともその後の療養体制に課題はないのでしょうか。 ロジックモデルにも直結することなので、現状の数値だけでなく、この状況になった分析をしっかりとしてほしい です。 有識者の意見も取り入れて「検証結果」を計画に明記してほしいです。	引き続き、本協議会の有識者に御意見を伺 いながら、分析等を進めて参りたいと思 います。
2	14	14		図表 2-2-12 部位別 5 年相対生存率の推移	県のデータのみ表示されているが、可能ならば「全国」の年次別・臓器別データも県と比較できるように表示す べきではないでしょうか。	御意見を踏まえ、全国と県の比較ができる データに修正します。
3	15	15		各保健所・支所圏域別のがんの死亡 の状況 令和 2（2020）年の圏域別にみたが ん死亡は、全国を 100 とした場合、 塩釜圏域の女性と石巻圏域 が男女と も 105 を超えています。	保健所や支所別に統計がとれたことは 大変貴重なデータであり、がん登録の利活用がしっかりとされていること と、評価したいです。 このデータから しっかりと地域別の対策が講じられることを望みます。 医療体制のみならず、予防やがん教育も積極的に展開していただきたいです。 地域別の課題をもとに、「重点的強化地域」を指定して、予算も配分して欲しいです。	今後ともがん登録情報等を活用しながら、 市町村等の関係者と連携し、地域別の対策 についても取り組んで参ります。
4				各保健所・支所圏域別のがんの死 亡・罹患の状況	大変貴重なデータだと思います。 いずれも塩釜圏域および石巻圏域が高めになっている「状況」の原因・要因は「中間案」では言及されていない ようですが、どのようにお考えでしょうか。 もし「原因不明」ならば、その解析・対策することも県計画の重要ポイントだと思います。	原因・要因につきましては、現時点で明確 ではございませんので、本協議会の有識者 に御意見を伺いながら、解析等を進めて参 りたいと思います。
5	18	18	第2章 第3節 現状と 課題	図表 2-3-2 患者住所別・受診医療機関の内訳	当院では 40 年以上前より便潜血による大腸がん検診を県内の市町村で最も早く始め、がんの早期発見に取り組 んできました。また、仙台市の乳がん検診も長町、泉での運営を委託されています。 検診センターも併設し健診事業も病院の大きな事業目標にしています。 健康講座を年 50 回ほど市民センターに向向して行っています。 また消化器疾患数は日本でのランキングは 1 位で、内視鏡検査、治療も東北で最も多く年間 20000 例を超えてい ます。 手術においても大腸がん症例は県内で最も多く行っています。また、多くの化学療法を行いつつ、今年度は温熱 療法装置も導入しました。 がん患者の周術期、化学療法中の口腔ケアの重要性にも着目し 10 年以上前から口腔ケアセンターも開設してい ます。 緩和ケア病棟も 5 年目の建て替え時に 21 床稼働させています。 このように予防、治療、緩和ケアまで多くの患者さんに関わっている病院ですのでわれわれのような病院もぜひ 何らかの拠点病院に加えていただき、少しでも宮城県のがん対策に寄与できるような体制を作りたいことを要望しま す。	御意見を踏まえ、今後、宮城県がん診療連 携協議会と協議を行い、県独自の指定制度 の検討も含め、がん医療を高めよう仕組み 等の構築に取り組んで参ります。

詳細は資料 2 をご覧ください

主なパブリックコメントの意見（1）

がん診療を行う一般の病院のうち、一定の要件を満たす病院が宮城県がん診療連携協議会に参画することへの意見

意見の件数等

9 件 県内の主ながん診療を行う一般の病院 他

意見の分類

章・節	内容	合計
第2章 現状と課題	がん医療の状況と課題 県内の拠点病院等での受診動向	3
第4章 第2節 がん医療	1 がん医療提供体制等 (1) 医療提供体制の均てん化・ 集約化について	6

主なパブリックコメントの意見（1）

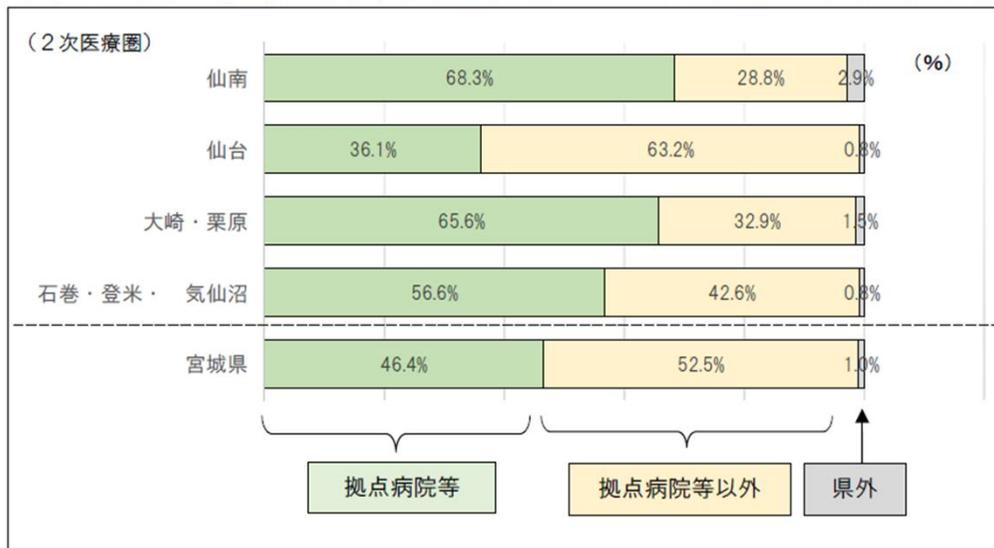
がん診療を行う一般の病院のうち、一定の要件を満たす病院が宮城県がん診療連携協議会に参画することへの意見

第2章 がんを取り巻く現状と課題

第3節 がん医療の状況と課題

県内の拠点病院等での受診動向（2016年～2019年 患者住所地別・受診医療機関の内訳）

《図表 2-3-2》患者住所地別・受診医療機関の内訳（平成28（2016）～令和元（2019）年）（県・圏域）



出典：宮城県立がんセンター宮城県がん登録室「宮城県がん登録情報の集計結果」
* 上皮内がんを含む * 死亡者情報票のみで登録された症例（Death Certificate Only: DCO）を除く。

中間案 P18
最終案 P18
資料2 P1 No.5

（病院）
県内のがん診療
のかなりの割合
を担っている

拠点病院等の
枠組みへの参加

主なパブリックコメントの意見（1）

がん診療を行う一般の病院のうち、一定の要件を満たす病院が宮城県がん診療連携協議会に参画することへの意見

第4章 分野別施策

中間案

第2節 患者本位で持続可能ながん医療の提供

1 がん医療提供体制等

(1) 医療提供体制の均てん化・集約化について

取組の方向性

県は、宮城県がん診療連携協議会と連携しながら、がん診療を行う一般の病院のうち、一定の要件を満たす病院も宮城県がん診療連携協議会へ参画し、情報共有しながら、がん医療の質を高めあう仕組みを検討し、がん診療を行う病院を含めた医療提供体制の構築に努め、がん患者への総合的ながん医療の提供を進めていきます。

中間案 P45-46
資料2 P4-7
No.17-22

賛同の意見

主なパブリックコメントの意見（1）

がん診療を行う一般の病院のうち、一定の要件を満たす病院が宮城県がん診療連携協議会に参画することへの意見

第4章 分野別施策

最終案

第2節 患者本位で持続可能ながん医療の提供

1 がん医療提供体制等

(1) 医療提供体制の均てん化・集約化について

取組の方向性

県は、宮城県がん診療連携協議会と連携しながら、がん診療を行う一般の病院のうち、一定の要件を満たす病院を県が指定する制度を設けることなども含めて、それらの病院が宮城県がん診療連携協議会へ参画し、情報共有しながら、がん医療の質を高めあう仕組みを検討し、県全体での医療提供体制の構築に努め、がん患者への総合的ながん医療の提供を進めていきます。

最終案 P47
資料2 P6 No. 20
P7 No. 22

追記

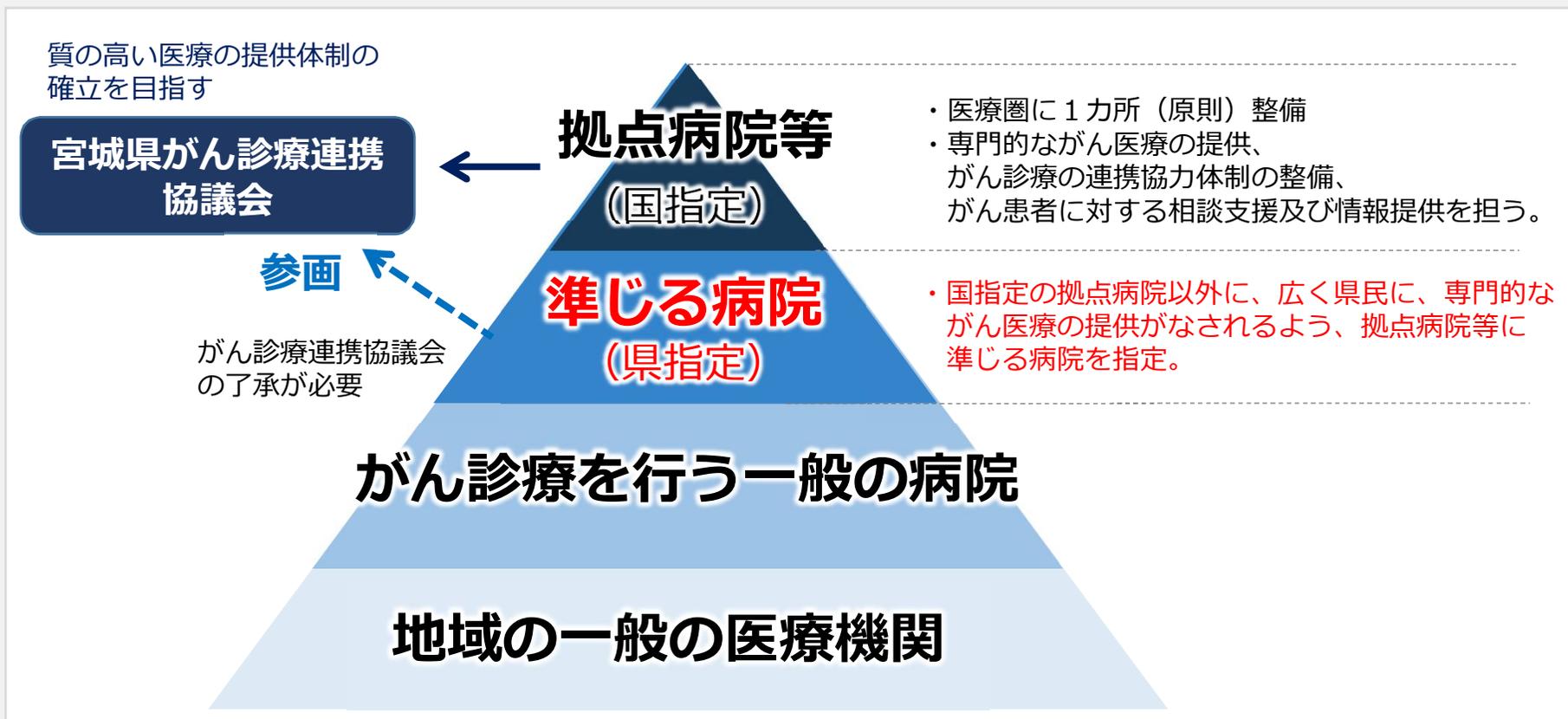
一定の要件を満たす病院のイメージ

背景

- ・ 拠点病院等以外の病院での診療割合が高い
- ・ がん診療連携拠点病院（国指定）は医療圏に1か所（原則）のため、質の高いがん診療を行っていても国の指定は難しい状況にある。

拠点病院等以外のがん診療を行う一般の病院のうち一定の要件を満たした病院

➡ 「がん診療連携拠点病院に準じる病院」（本県における名称は今後検討）



(参考) 準じる病院の他県の指定要件の状況

主な指定要件

	がん診療連携拠点病院 (国の整備指針)	がん診療連携拠点病院に準じる病院 (他都道府県の状況)
診療実績	<ul style="list-style-type: none"> ・院内がん登録 年間 500件以上 ・手術件数 年間 400件以上 ・薬物療法 年間 1,000人以上 ・放射線治療 年間 200人以上 ・緩和ケアチームの新規介入 年間 50人以上 <p>それぞれ概ね9割以上であること</p>	<p>例 1 : 国の整備指針と同様</p> <p>例 2 : 国の整備指針を緩和して設定 ex. 手術・薬物・放射線治療・緩和ケアの件数は6割以上であること</p> <p>例 3 : 独自の基準を策定 ex. 年間新規入院患者 400人以上</p>
診療体制	<ul style="list-style-type: none"> ・診療機能 我が国に多いがんを中心に集学的治療等の提供体制及び標準的治療等の提供、緩和ケアの提供体制、地域連携の推進体制、セカンドオピニオンに関する体制、特性に応じた診療等の提供体制 ・診療従事者の配置 ・そのほかの環境整備等 	<p>例 1 : 国の整備指針と同様</p> <p>例 2 : 国の整備指針を緩和して設定 ex. 常勤の専門医師の配置について数値的な要件は設けていない。 ex. 放射線治療については、他の医療機関との連携によって対応できる体制を有することも可。 ex. 我が国に多いがんのうち当該病院が診療するがんについて拠点病院との連携による集学的治療。</p>
その他	現況報告 (年1回)	現況報告 (年1回)

今後、宮城県における県指定の方針 (基準等) を検討

主なパブリックコメントの意見（2）

がん対策条例に関する意見

意見の件数等

3件

意見の分類

章・節	内容	合計
第4章 第1節	がん予防	1
第4章 第4節	基盤 患者・市民参画の推進	1
第5章 ほか	その他 がん患者を含めた県民の視点 に立ったがん対策の実施	1

主なパブリックコメントの意見（2）

がん対策条例に関する意見

中間案 P90
資料 2 P2 No.10
P10 No.33.34

中間案

第4章 分野別施策

第4節 これらを支える基盤の整備

5 患者・市民参画の推進

現状と課題

（中略）また、県民のがんに対する関心を高めるため、がん医療従事者やがん経験者等から、**がん対策条例の策定を望む声**があります。

取組の方向性

（中略）県は、県民のがんに対する関心を高めるため、がん征圧月間事業やがん教育等の普及啓発に係る取組を充実させていきます。さらに、**がん対策条例の策定については、関連施策の実施状況等を検証し、各方面の関係者に意見を伺いながら検討して**いきます。

がん対策条例関係部分

宮城県議会がん対策推進に係る条例検討会について

令和5年12月19日

宮城県議会 がん対策推進に係る条例検討会が設置

- 【目的】 がん対策の推進等を目的とする条例案の協議
- 【期間】 設置の日から
令和7年3月31日まで



令和6年1月23日

第1回宮城県議会がん対策推進に係る条例検討会の開催

- ・座長 石川 光次郎 議員
- ・副座長 小畑 仁子 議員

参考資料2

検討スケジュール（案） 令和7年3月下旬 条例公布

主なパブリックコメントの意見（2）

がん対策条例に関する意見

第4章 分野別施策

最終案

第4節 これらを支える基盤の整備

5 患者・市民参画の推進

現状と課題

（中略）県民のがんに対する関心を高めるため、がん医療従事者やがん経験者等から、がん対策条例の制定を望む声があり、宮城県議会では、令和5（2023）年12月に「がん対策推進に係る条例検討会」が設置され、条例制定の検討が始まりました。

取組の方向性

（中略）県は、県民のがんに対する関心を高めるため、がん征圧月間事業やがん教育等の普及啓発に係る取組を充実させていきます。

また、条例制定に向けた議論や機運の高まりを捉えて、県民のがんに関する関心を高めることにより、条例の趣旨が県民に広く浸透するよう啓発を進め、がん患者を含めた県民が一体となって、がん対策をより一層推進していきます。

最終案 92
資料2 P2 No.10
P10 No.33.34

議員提案での条例検討

主なパブリックコメントの意見（2）

がん対策条例に関する意見

第5章 がん対策の総合的かつ計画的な推進

1 がん患者を含めた県民の視点に立ったがん対策の実施

中間案

（中略）また、県民のがんに対する関心を高め、総合的ながん対策を推進していくために、がん対策条例の制定を望む声があることから、県としては、施策の実施状況等を検証し、関係者の意見を伺いながら検討していきます。

最終案

（中略）また、宮城県議会では、令和5（2023）年12月に「がん対策推進に係る条例検討会」が設置されました。

条例が制定された場合には、その理念や趣旨に沿って、県民・医療機関・事業主・医療保険者・行政等の関係者が一体となって、がん対策を一層推し進めていくことが期待されます。

中間案 P92
最終案 P94
資料2 P2 No.10
P10 No.33.34

議員提案での
条例検討

主なパブリックコメントの意見（3）

がん予防 3件

(重複あり)

- ・がんの一次予防
(喫煙（受動喫煙を含む）、アルコール)

→ **みやぎ21健康プランと連動**

その他の意見 22件

- ・現状と課題（分析、地域別課題）
- ・がん医療（均てん化）
- ・がんとの共生（自死対策）
- ・がん登録（活用等）

→ **文言の修正等**

最終案への反映

第 4 期

宮城県がん対策推進計画

(最終案)



令和6年2月

 **宮 城 県**

修正の例

5 患者・市民参画の推進

現状と課題

- 患者・市民のがん対策への参画は一部に限られるため、多様な患者・市民がより積極的に参画できる仕組みが必要



施策の方向性

- がん対策を推進するために、多様な患者・市民が参画できる仕組みの整備及び患者・市民参画に係る啓発・育成の推進



1 現状と課題

県民本位のがん対策を推進するためには、県は市町村と、患者団体等との関係団体やがん患者を含めた県民と協力して、取組を進めていくことが必要です。

また、その際には、多様な患者・市民が参画できる仕組みを整備するとともに、患者・市民参画に係る啓発・育成も併せて推進することが必要です。

また、県民のがんに対する関心を高めるため、がん医療従事者やがん経験者等から、がん対策条例の制定を望む声があり、宮城県議会では、令和5(2023)年12月に「がん対策推進に係る条例検討会」が設置され、条例制定の検討が始まりました。

2 取組の方向性

県は、県民本位のがん対策を推進するため、宮城県がん対策推進計画の策定過程について、性別、世代、がん種等を考慮し、多様ながん患者等のがん対策推進協議会及び宮城県がん診療連携協議会等への参画を推進します。

県は、県民のがんに対する関心を高めるため、がん征圧月間事業やがん教育等の普及啓発に係る取組を充実させていきます。さらに、条例が制定された場合には、条例の趣旨に則して、がん患者を含めた県民が一体となって、がん対策をより一層推進していきます。



リレーフォーライフジャパンみやぎに参加するがん患者会・サロン ネットワークみやぎ

黄色で塗りつぶし部分が修正したところです

今後のスケジュール

R6.2.2
(本日)

第4回協議会
最終案を協議・決定

R6.3
(予定)

県議会 2月定例会中の環境福祉委員会で
最終案を報告

R6.3
(予定)

第4期宮城県がん対策推進計画の決定・公表